

ごみ減量推進課(保谷内線2221)から

生ごみ減量化処理機器 購入費を助成しています

市では、生ごみ等の減量化を図るため、生ごみ減量化処理機器を購入した方に助成金を交付しています。

生ごみ電動処理機器の助成金は、1世帯1基を対象とし、交付を受けてから5年間は新たに助成することはできません。

申請方法 印鑑、領収書(購入者名と商品名が明記されたもの)銀行名と口座番号等をメモしたものを持参し、保谷庁舎別棟1階ごみ減量推進課で申請をしてください。

助成金額 購入価格の2分の1(消費税を除く)上限補助金額は4万円までとなります。

あらかじめ家屋に付随した機器、ディスプレイは助成の対象とはなりません。



集団回収を行いません

集団回収とは 町内会、自治会、集合住宅、婦人会などの団体が、新聞・雑誌・段ボール・布類を自主的に地域住民の手で集め、回収業者に直接回収していただくものです。

参加方法 集団回収を行う団体名と代表者を決め、ごみ減量推進課で登録申請書に必要事項を記入し、提出してください。

資源回収奨励金の手続き 集団回収を行った各団体は、新聞・雑誌・段ボール・布類の回収量を年2回、市に申請してください。

それぞれ1キロにつき8円の奨励金を支払います。ぜひ、集団回収に参加し、資源化の意識を高め、地域のコミュニケーションを深めるとともに、地域のために奨励金を有効に利用してください。



DV防止法改正のポイント

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が、平成13年に成立して、これまでの「夫婦げんかの延長」ととらえられがちだった配偶者からの暴力が、明らかに犯罪であると認識されるようになりました。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が12月2日施行されました。改正法のポイントを紹介いたします。

暴力の定義を拡大 これまでのDV防止法では、配偶者からの暴力は「身体に対する暴力」と定義されていましたが、今回の改正法では「精神的暴力」「性的暴力」も配偶者からの暴力として定義されました。

元配偶者へも保護命令を発令 被害者が、離婚後も元配偶者から引き続き暴力を受ける危険があるときは、被害者の申し立てにより保護命令(接近禁止命令・退去命令)を発令できるようになりました。

被害者の子への接近禁止命令 これまでは、接近禁止命令など

によって保護される対象が被害者本人に限られていたましたが、今回の改正法では、被害者の子どもも保護の対象とされ、子どもへの接近禁止命令も被害者への接近禁止命令とあわせて、発せられることになりました。ただし、被害者の子が15歳以上のときは、本人の同意が必要です。

退去命令の期間を拡大 これまでの退去命令の期間は2週間と短く、身辺整理や転居先の確保等もできないことから、2か月間に拡大されました。

国、地方公共団体の責務を明確化 被害者の自立支援を明確にするため、国と地方公共団体に「被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有すること」が規定されました。

夫・恋人からの暴力で悩んでいる...お電話ください。

女性相談専用電話(☎50・022) 夜間・緊急の場合 東京都女性相談センター(☎03・5261・3911) 生活文化課男女平等推進係(☎50・0055)

消費生活相談Q&A 修理を頼んだら高額なミシンの契約に!

Q 新聞の折り込み広告を見て、調子が悪かったミシンの修理を頼んだところ、販売員から「このミシンは修理に4万円かかる、もっといいミシンがある」と、28万円のミシンを見せられた。古いミシンを5万円の下取りすると言われクレジット契約をしたが、よく考えると高額なミシンは必要ないので解約したい。

A このように、修理を頼んだのに、販売員にミシンを勧められ契約をした場合は、特定商取引法の「訪問販売」に当たり、契約してから8日以内であればクーリング・オフができます。この相談も、はがきで販売会社とクレジット会社に解約通知を出すように助言しました。その後、解約に応じられ、下取りで持ったミシンも返してもらえました。

また、広告を見て、1万円くらいのミシンを購入するつもりでいたのに、10倍以上もする物を販売員に勧められて契約した場合も、訪問販売に該当する場合があります。不審に思ったときは早めにご相談ください。電動ミシンは機能により価格も違ってきます。購入目的をはっきりさせ、あらかじめ調べてから契約しましょう。

詳しくは、消費者センターにご相談ください。消費者センター消費生活相談室(☎25・4040)

無料市民相談

Table with 5 columns: 内容, 日 時, 場所, 問合せ, 予約制. Rows include 一般市民相談, 法律相談, 人権・身の上相談, 税務相談, 不動産相談, 登記相談, 表示登記相談, 交通事故相談, 年金・労災・雇用保険人事一般相談, 行政相談, 行政手続き相談.

Table with 5 columns: 内容, 日 時, 場所, 問合せ, 予約制. Rows include 消費生活相談, 住宅増改築相談, 動物相談, 子ども家庭相談, 母子相談, 身体障害者相談, 知的障害者相談, 教育相談, 女性相談, 電話医療相談, 電話歯科相談.

▶予約方法 予約制の相談... 12月15日(水)から電話、または来庁にて受け付けます。相談を希望する庁舎の市民相談室に申し込んでください。事前予約の必要のない相談は、開始時間から相談会場で受け付けます。